

令和 8 年度第 1 回島根支部評議会議事概要報告

開 催 日	令和 8 年 7 月 2 2 日（水曜日） 1 4 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0
開 催 場 所	サンラポーむらくも
出 席 者	石井評議員、太田評議員、小川評議員、鳥谷評議員、藤原評議員、古津評議員、丸山評議員、村川評議員、宮本評議員（議長） （五十音順）
議 題	1. 令和 7 年度全国健康保険協会決算について 2. 令和 7 年度島根支部事業実施結果について 3. 都道府県単位保険料率に関する措置について 4. 中期戦略プランについて 5. 令和 7 年度メンタルヘルスに関する医療費実態分析結果について 6. その他
議 事 概 要 （主な意見等）	評議員 9 名中 9 名が出席。 【議題 1】令和 7 年度全国健康保険協会決算について 事務局から資料 1、参考資料 1 に基づき説明 《主な意見》 【被保険者代表】 令和 7 年度の島根支部の収支差によると、島根支部は地域差分としてマイナス 6 億 7,700 万円となり、令和 9 年度の保険料率にプラス 0.12% 影響するとの説明があったが、支部の地域差分について、保険料率に反映されるという仕組みが納得できない。島根は東京に比べて報酬が相当低い、また年齢構成も異なるなかで全国平均との差が保険料率に反映されるのはいかがなものか。 〈事務局〉 決算においては、医療給付費について年齢調整と所得調整を行い、支出をマイナスにすることにより、島根支部の高齢化の進行や報酬が低い点を調整したうえで算出された精算分であることをご理解いただきたい。 【議題 2】令和 7 年度島根支部事業実施結果について 事務局から資料 2 に基づき説明。 《主な意見》 【学識経験者】 債権管理・回収について、弁護士名催告や法的手続きにより回収できた率や割合を把握され

ていれば教えていただきたい。

〈事務局〉

弁護士名催告をした対象の約 4 割は収納に結びついている。また、法的手続き分に関しては、現在進行中のものもあるが、ほとんどが収納に結びついており、効果があるものと考えている。

【事業主代表】

債権回収率の KPI について、年度末に高額債権が発生し、保険者間調整を利用すると回収が間に合わなかったとのことであるが、そもそも KPI の設定に問題があるのではないかな。

〈事務局〉

同じような意見は他の支部からも出ており、本部としても把握し、今後の検討課題としているところである。

【学識経験者】

昨年度、島根支部被保険者の健診結果をもとに市町村、業態別で代謝に関するリスク分析を島根支部と共同で行った。市町村や業態による傾向が明らかになり、ポピュレーションアプローチの中でもよりハイリスクの方にアプローチするための材料になりうると考えている。生活習慣と生活習慣病との関係までは分析を深めることができなかったが、分析結果について、市町村との共有等にぜひ活用いただきたい。

【事業主代表】

情報発信を積極的にされるのは良いことであるが、「けんぽアプリ」などのツールを周知しないことには発信しても加入者に届かないのではないかな。けんぽアプリの周知広報はされているのか。

〈事務局〉

けんぽアプリについては研修会や説明会のほか、島根支部の持つ広報媒体でご案内しているところである。ただし、現在のバージョン 0（ゼロ）では、コンテンツ数が限られているため、今後数年をかけて行うバージョンアップの機会を捉えるなど、効果的に案内を実施したいと考えている。

【被保険者代表】

レセプト審査において、A I を活用した審査を取り入れているとのことだったが、業務の効率化に有効と考えられるため、引き続き A I を活用した取り組みをお願いしたい。

〈事務局〉

社会保険診療報酬支払基金においては A I によるレセプトの審査が行われているところ。協会けんぽではレセプト審査業務に A I を活用できていないのが現状であるため、導入について

は、ご意見としてお伺いする。

【議題 3】都道府県単位保険料率に関する措置について

事務局から資料 3 に基づき説明

《主な意見》

【被保険者代表】

今年度（令和 8 年度）の島根支部保険料率は据え置きとなり、本来の計算による保険料率との差額を来年度（令和 9 年度）以降の保険料率で調整するというのは、借金を先延ばししているだけではないのか。

【被保険者代表】

平準化の仕組みが複雑なので、分かりやすくシンプルの方が良いのではないかと。また、積み上がっている準備金を利用して加入者へ還元したほうがよいのではないかと。

〈事務局〉

シンプルなお仕組みの方が良いことは承知しているが、毎年度の保険料率の上下振幅ができるだけ大きくならないようにするためのものであることをご理解いただきたい。

準備金については、協会けんぽの財政が厳しいものになるとの見込みから、平均保険料率を 10% に維持してきた結果である。今後も医療の高度化や診療報酬改定により、財政への影響を心配しているところである。加入者への還元としては、人間ドックへの費用補助開始や健診の内容拡充を実施している。

【事業主代表】

資料 3 の 8 ページ目「その他」に「例外的な対応が必要な場合は都度検討し決定することとする」とあるが、例外的な場合とはどういった場合なのか、非常に曖昧でわかりづらい表現となっている。一般の方が見てわかるような説明ぶりに変更したほうがよいのではないかと。

〈事務局〉

7 月 21 日に閣議決定された骨太の方針によると、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す」とあり、厚生労働省からの強い要請により令和 8 年度島根支部保険料率を据え置いた措置と同様のことも想定しての書きぶりとなっていると承知している。

【事業主代表】

平準化措置の手法については、島根支部の保険料率を据え置いた後に決定したという理解でよろしいかと。

〈事務局〉

令和 8 年度島根支部保険料率については、令和 8 年 1 月の評議会においてご議論いただき、

その後、運営委員会を経て厚生労働省に認可申請をし、2月24日付で認可を受けている。一方、平準化措置については資料3の1ページ目に記載のとおり2月20日付で健康保険法施行規則が改正されたことで根拠規定が設けられたが、当該施行規則には平準化措置の具体的な要件や調整方法までは規定されていないため、厚生労働省とも調整のうえ、今般、一定のルールを設定したもの。

【事業主代表】

今回の平準化措置について、保険料率が大きな幅で上下するのは負担する側も大変なので、導入された経緯は一定の理解ができるものの、結局、問題の先送り以外の何ものでもないので、事業主や加入者にはそのことをしっかり理解してもらわないといけない。

また、保険料率や協会けんぽの財政の議論に関しては、国の考え方と協会けんぽの考え方に齟齬があるように感じている。国は、準備金の額は法定準備金までで良いと考えているからこそ、国庫補助の特例減額の上乗せ部分が追加され、国庫補助率についても検討が進められているのではないかと。一方で、協会けんぽは、先行き不安を理由に必要な以上の保険料率を設定し、ここまでの準備金が積み上がる結果となっているように感じる。

健診事業の拡充で加入者に還元するというのではなく、健康づくりが必要な事業と考えているのであれば、加入者に理解を求め、そのために保険料を負担してくださいと説明すれば良いのであり、積み上がった準備金と関連付けるのは筋違いである。加入者はおそらく、保険料率引き下げのために還元して欲しいと考えているのではないかと。

〈事務局〉

問題の先送りというのはその通りの部分がある。ただし、国からの強い要請もあり、令和8年度は保険料率を据え置いたことや、支部によって保険料率に大きな変動が生じてしまうことを問題視していたこともあり、厚生労働省と調整した結果、翌年度以降もこういった措置を講ずることができるようになったことをご理解いただきたい。

また、保険料率の引き下げについては、協会けんぽが保険料率を引き下げた場合、今後の国における国庫補助率の議論に影響を与える可能性があることも念頭に、慎重に議論していく必要があると考えている。

【議題4】中期戦略プランについて

事務局から資料4に基づき説明

特に意見なし

【議題5】令和7年度メンタルヘルスに関する医療費実態分析結果について

事務局から資料5に基づき説明

《主な意見》

【事業主代表】

業種別（建築・土木・観光等）での分析があれば、さらなる対策も考えることができるのではないかと。今後は、業態別の分析も取り入れてみてはどうか。

〈事務局〉

今後、専門家のアドバイスを得ながら、業態別の分析も実施を進めていく予定としている。

【被保険者代表】

メンタルヘルス疾病は、我が業界でも離職につながる原因の一つであり問題視している。人材を失うのは企業にとっても痛手なので、更なる分析を行い、事業に展開していただきたい。

また、残業時間の多さや仕事内容等の「働き方」もメンタルヘルスに影響を与える大きな原因の一つとなっていると考えている。その点では是非労働局とも連携して事業を進めていただきたい。

【学識経験者】

メンタルヘルスの問題については、被保険者のみではなく、被扶養者となる家族も含めた対策が必要である。

【学識経験者】

ハイリスクアプローチについて、メンタルヘルスの重複受診は、一般的な重複受診とは異なり、患者と担当医との信頼関係等もあるため、アプローチの仕方や通知の仕方は、気を付ける必要がある。そのため、専門家と相談をして進めていただけたらと考える。

【議題6】その他

参考資料2 配布のみ

特 記 事 項

- ・傍聴者：なし
- ・次回開催：令和8年10月予定